

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 59 号

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（県外産業廃棄物の搬入事前協議）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の規定による協議に係る搬入の期間は、搬入を開始しようとする日から 1 年以内とする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>（実績の報告）</p> <p>第 4 条 県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等は、その<u>処理</u>の実績について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>	<p>（県外産業廃棄物の搬入事前協議）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の規定による協議に係る搬入の期間は、搬入を開始しようとする日から 1 年以内とする。<u>ただし、県外排出事業者等が、循環型地域社会の形成に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号の格付けを取得している産業廃棄物処理業者その他規則で定める者に県外産業廃棄物の処理を委託する場合は、4 年の範囲内で規則で定める期間以内とする。</u></p> <p>3～8 [略]</p> <p>（実績の報告）</p> <p>第 4 条 県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等は、その<u>搬入</u>の実績について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>
2	<p>（実績の報告）</p> <p>第 4 条 [略]</p>	<p>（実績の報告）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p><u>（実績の公表）</u></p> <p><u>第 4 条の 2 知事は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度における前条の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。